

介護老人保健施設かまくら

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人湘南愛心会が開設する介護老人保健施設かまくら（以下「当事業所」という）が実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設かまくら
- (2) 開設年月日 平成15年5月1日
- (3) 所在地 神奈川県鎌倉市上町屋字谷戸750番地
- (4) 電話番号 0467-42-1717 (FAX番号 0467-42-1718)
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452180032号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 1人
- (2) 看護職 1人以上
- (3) 理学療法士、作業療法士 0.5人以上
- (4) 介護職員 3人以上
- (5) 管理栄養士 0.2人
- (6) 支援相談員 0.5人以上

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション従事者は、指定通所リハビリテーションの業務に当たる。

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、医師や看護師と共同して利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (9) 事務職員は、事業所における庶務及び経理等の事務を行う。
- (10) リハビリ助手は、リハビリテーション業務の補助を行う。
- (11) 調理員は、医師・栄養士の指示を受け給食業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までと、祝日を営業日とする。
但し、1月1日～1月3日は休日とする。サービス提供日も同じ。
- (2) 営業時間 営業日の午前8時30分～午後5時まで。
- (3) サービス提供時間 営業日の午前9時55分から午後4時まで。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員は併せて36人とする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリテーションスタッフによって作成される通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用当日にキャンセルされた方に対し、別に定める料金表により昼食代の支払いを受ける。
- (4) 利用者のうち希望される方に限り、教養娯楽としてのクラブ活動を実施し、別に定める料金表により材料実費代の支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

鎌倉市、藤沢市の一帯地域（片瀬、片瀬山、片瀬海岸、鵠沼海岸、川名、村岡、藤が岡、小塚、宮前、大鋸）

但し、上記の地域以外の送迎については相談に応じる。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただく事とする。食費は、第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただく事とする。
- (2) 飲酒・喫煙は、原則として禁止する。
- (3) 火気の取扱いは、禁止する。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みは、相談に応じる。
- (5) 金銭・貴重品の管理は、原則として禁止するが、相談に応じる。
- (6) 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則として行わない。
- (7) 宗教活動は、禁止する。
- (8) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (9) 利用者の「営利活動、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者が指名し、この任に充てる。
- (2) 火元責任者は、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・ 年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・・・ 年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・隨時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規則)

第 14 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人湘南愛心会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(秘密の保持)

第 19 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 21 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設長の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(記録の整備)

第 22 条 事業所は通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人湘南愛心会介護老人保健施設かまくらの理事会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成 15 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 19 年 8 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 21 年 5 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 25 年 7 月 13 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 26 年 1 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 26 年 12 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 28 年 3 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、平成 29 年 7 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、令和 2 年 6 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定、施行する。

この運営規程は、令和 4 年 1 月 1 日より改定、施行する。

この運営規定は、令和 4 年 7 月 1 日より改定、施工する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改定、施工する。